別紙１

**令和６年度埼玉県看護師等就労環境改善施設整備費補助金の概要（予定）**

**１　事業概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称 | 対象経費 |
| 病院内保育所  施設整備事業 | 病院内保育所として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費  ※　既存の病院内保育所の改修（内装や設備の更新、修繕等）は対象外。空き部屋等を利用する場合の改修は対象 |

**２　補助金額**［令和５年度（令和６年度は変更になる可能性があります。）］　

**補助金額＝ 基準面積×補助単価×補助率０．３３×調整率１．００**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 基準面積 | 基準単価（１㎡当たり） |
| 病院内保育所  施設整備事業 | 収容定員× 5 ㎡  ※上限30人（150㎡） | 鉄筋コンクリート造及び木造 　 140,900円  ブロック造 123,400円 |

　※　建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

拡張の場合は、拡張部分の面積（拡張前と拡張後の面積の差）が基準面積とな

　　る。既存部分は対象とはならない。

　※　建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

**３ 事業のスケジュール（予算が確保できた場合の見込）**

　　令和６年２月頃　　　事業計画事前ヒアリング

　　令和６年４月頃　　　事業計画書提出（実地確認も行います）

　　令和６年６月頃　　　補助内示

　　　　　　　　　　　　　※ これより前に事業（請負業者の選定や契約を含む。）

　　　　　　　　　　　　　に着手できません。

　　令和６年１０月頃　　交付申請書提出

　　令和６年１２月頃　　交付決定

　　令和７年　３月　　　事業完了期限（支払も完了していること）

**４　補助対象外経費**

次の経費は、補助の対象となりません。  
（１）土地の取得又は整地に要する費用  
（２）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用  
（３）設計その他工事に伴う事務に要する費用  
（４）既存建物の買収に要する費用  
（５）その他の整備費として適当と認められない費用